

精査類型と精査内容

(百万円)

	基本となる精査類型	事業数	金額
×	雇用安定等事業としては廃止することが適当。	31	14,986
1	要因分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。	5	47,440
①	雇用福祉事業としては廃止。(要因分析の上、事業自体の廃止又は見直しが必要。)	11	11,780
2	要因分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。	15	16,514
②	雇用福祉事業としては廃止。(要因分析の上、事業内容の見直し又は事業自体の廃止が必要。)	5	1,094
3	要因分析の上、事業の廃止も含め抜本的に見直しが必要。	2	2,690
③	雇用福祉事業としては廃止。(要因分析の上、事業自体の廃止も含め抜本的に見直しが必要。)	2	776
4	施策としては原則継続。予算額の適正化等が必要。	12	86,813
④	雇用福祉事業としては廃止。事業の性質上、雇用安定事業又は能力開発事業として位置づけることが適当。また、予算額の適正化等が必要。	3	2,580
5	施策としては原則継続。必要に応じ手法の改善を行う。	20	41,072
⑤	雇用福祉事業としては廃止。事業の性質上、雇用安定事業又は能力開発事業として位置づけることが適当。また、必要に応じ手法の改善を行う。	20	24,599
6	集計中	2	1,477
7	18年度施行状況を見て判断。	25	23,377
⑦	雇用福祉事業としては廃止。(18年度施行状況を見て判断。)	18	11,865

※1 7及び⑦の事業については、18年度施行状況に基づき精査を行う。

※2 独立行政法人運営費交付金については、別紙5参照。